

○富山県クリーニング業法施行規則

昭和26年5月24日

富山県規則第24号

改正 昭和28年2月28日規則第12号

昭和31年2月1日規則第6号

昭和31年3月1日規則第13号

昭和38年12月5日規則第61号

昭和40年1月14日規則第2号

昭和53年8月10日規則第35号

昭和54年6月30日規則第23号

昭和58年12月28日規則第57号

平成2年4月1日規則第30号

平成8年12月25日規則第49号

平成11年3月26日規則第4号

平成12年3月31日規則第37号

平成13年1月5日規則第2号

平成13年3月30日規則第27号

平成14年6月28日規則第44号

平成14年12月27日規則第75号

平成16年9月30日規則第64号

平成17年3月4日規則第2号

令和2年12月7日規則第61号

令和3年3月17日規則第6号

令和3年3月31日規則第29号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づき、〔富山県クリーニング業法施行細則〕を定め、ここに公布する。

富山県クリーニング業法施行規則

（平12規則37・改称）

（趣旨）

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し、法、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）、クリーニング業法

施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び富山県クリーニング所における必要な措置を定める条例（平成14年富山県条例第44号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平12規則37・追加、平14規則75・一部改正）

（免許申請書等の様式等）

第2条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第1条の3第1項に規定する届出書 クリーニング所開設届出書（様式第1号）
- (2) 省令第1条の3第2項に規定する届出書 無店舗取次店営業届出書（様式第2号）
- (3) 省令第1条の3第3項に規定する届出の書類 クリーニング営業届出事項変更（廃止）届出書（様式第3号）
- (4) 省令第2条の2第1項に規定する届出書 相続によるクリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届出書（様式第4号）
- (5) 省令第2条の2第2項第2号に規定する同意書 クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位相続同意証明書（様式第5号）
- (6) 省令第2条の3第1項に規定する届出書 合併によるクリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届出書（様式第6号）
- (7) 省令第2条の4第1項に規定する届出書 分割によるクリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届出書（様式第7号）
- (8) 省令第3条に規定する受験願書 クリーニング師試験受験願書（様式第8号）
- (9) 省令第4条に規定する申請書 クリーニング師免許申請書（様式第9号）
- (10) 省令第6条第1項に規定する申請の書類 クリーニング師免許証再交付申請書（様式第10号）
- (11) 省令第8条に規定する申請の書類 クリーニング師免許証訂正申請書（様式第11号）

2 富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センター（以下「厚生センター」という。）の長は、前項第1号の届出があつた場合は、そのクリーニング所の構造設備を検査しなければならない。

3 厚生センターの長（以下「厚生センター所長」という。）は、前項の検査をし、そのクリーニング所の構造設備が法第3条第2項及び第3項の規定に適合すると認めるときは、クリーニング所台帳（様式第12号）に必要な事項を記載のうえ、クリーニング所検査確認書（様式第13号）を交付するものとする。

4 前項の規定によりクリーニング所検査確認書の交付を受けた者は、これを施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 厚生センター所長は、第1項第2号の届出があつた場合は、無店舗取次店台帳（様式第14号）に必要な事項を記載するものとする。

（昭38規則61・昭40規則2・昭53規則35・平2規則30・平8規則49・一部改正、平12規則37・旧第1条線下・一部改正、平13規則27・平14規則44・平16規則64・一部改正）

（クリーニング所における必要な措置）

第3条 条例第2条第1項第7号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 天井の高さは、床から2.1メートル以上とすること。
- (2) 洗いの広さは、9.9平方メートル以上とし、その床及び床から1メートル以上の高さまでの側壁は、不浸透性材料を使用した構造とすること。
- (3) 仕上場の広さは、6.6平方メートル以上とし、洗たく物の仕上げを行うための専用の台を設けること。
- (4) クリーニング所及びその周囲は、必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒をすること。
- (5) 洗たく機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類は、適正に使用できるように整備しておくこと。
- (6) 洗たく物の受取及び引渡し場には、洗たく物の受取及び引渡しを行うための台を設けること。
- (7) 条例第2条第1項第4号の設備又は容器は、必要に応じて消毒をすること。
- (8) 洗たく物の集配を行う場合は、洗たく物を洗たく又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分し、それぞれ別の容器を用いること。
- (9) テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所においては、前各号に掲げる措置のほか、次の措置を講ずること。

ア テトラクロロエチレンを貯蔵する場所（以下「貯蔵場」という。）の床には、不浸透性材料を使用すること。

イ 洗いの床及び貯蔵場の床のひび割れ等によつてテトラクロロエチレンが地下に浸透することのないよう必要に応じて耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等の浸透防止処理をすること。

ウ 洗いの場及び貯蔵場には、テトラクロロエチレンが洗いの場及び貯蔵場から漏出するこ

とのないよう必要に応じて防液堤、側溝、ためます等を設置すること。

エ テトラクロロエチレンを保管する容器は、密閉できる耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。

オ 貯蔵場が屋内にある場合は、換気のできる冷暗所でテトラクロロエチレンを保管すること。

カ 貯蔵場が屋外にある場合は、貯蔵場に屋根を設けること。ただし、屋根を設けることが困難な場合は、テトラクロロエチレンを保管する容器に覆いをし、直射日光及び雨水を防止すること。

キ クリーニング所には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること。ただし、排液処理装置については、他の方法により、排液を適正に処理することができる場合は、この限りでない。

ク 蒸留残さ物等のテトラクロロエチレンを含む汚染物については、アからカまでの規定に準じて適正に保管すること。

2 条例第2条第2項に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 前項第4号及び第6号から第8号までに掲げる措置

(2) 同一施設内に食品を取り扱う施設とクリーニング所を隣接して設ける場合は、障壁を設けて区分すること。

(平14規則75・全改)

(措置の緩和)

第4条 知事は、当該クリーニング所の立地、周囲及び構造設備の状況を考慮して、特にクリーニング所の衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるときは、前条第1項第2号又は第3号の措置を緩和することができる。

(平14規則75・追加)

(指定洗たく物の消毒の方法)

第5条 条例第2条第3項第2号の規則で定める指定洗たく物の消毒の方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

(1) 蒸気による消毒の方法（摂氏100度以上の湿熱に10分間以上触れさせるものをいう。）

(2) 熱湯による消毒の方法（摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸すものをいう。）

(3) 塩素剤による消毒の方法（さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上の水溶液中に摂氏30度以上で5分間

以上浸すものをいう。)

(4) 界面活性剤による消毒の方法（逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に摂氏30度以上で30分間以上浸すものをいう。)

(5) 前各号に掲げる消毒の方法と同等の効果を有する消毒の方法

(平14規則75・追加)

(消毒の効果を有する洗たくの方法)

第6条 法第3条第3項第5号ただし書の規定による消毒の効果を有する洗たくの方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

(1) 摂氏80度以上の熱湯で10分間以上処理する工程を含む洗たくの方法

(2) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上の液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末濃度が1リットルにつき100ミリグラム以上になるような方法で漂白する工程を含む洗たくの方法

(3) テトラクロロエチレンに5分間以上浸し洗たくした後、テトラクロロエチレンを含む状態で摂氏50度以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含む洗たくの方法

(平14規則75・追加)

(伝染性疾病の届出)

第7条 営業者は、法第9条に規定する業務に従事する者が結核若しくは感染性の皮膚疾患にかかった場合又は当該疾病が治癒した場合は、業務従事者の伝染性疾病に関する届出書（様式第15号）に当該疾病に関する医師の診断書を添付して、当該従事者の所属するクリーニング所の所在地又は無店舗取次店の主たる営業区域を管轄する厚生センター所長に届け出るものとする。

(平14規則75・追加、平16規則64・一部改正)

(免許証の掲示)

第8条 クリーニング所の営業者は、法第5条第1項の規定により届け出たクリーニング師の免許証をクリーニング所の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(平14規則75・追加、平16規則64・一部改正)

(試験の公示)

第9条 法第7条に規定する試験の期日、場所その他必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(昭31規則6・旧第3条繰上、昭31規則13・旧第2条繰下・一部改正、昭53規則

35・一部改正、平12規則37・旧第3条繰下、平14規則75・旧第4条繰下・一部改正)

(富山県クリーニング師試験委員)

第10条 クリーニング師の試験に関する事務を行わせるために、富山県クリーニング師試験委員を置く。

2 富山県クリーニング師試験委員は、学識経験のある者又は県職員のうちから知事が委嘱し、又は命ずる。

(昭31規則6・旧第4条繰上、昭31規則13・旧第3条繰下・一部改正、平12規則37・旧第4条繰下、平14規則75・旧第5条繰下)

(試験の無効、合格の取消)

第11条 知事は、クリーニング師試験について受験者に不正の行為があつたときは、その者の試験を停止し、若しくは無効とし、又は合格を取り消すことがある。

(昭31規則6・旧第5条繰上、昭31規則13・旧第4条繰下・一部改正、平12規則37・旧第5条繰下、平14規則75・旧第6条繰下)

(原簿)

第12条 法第8条第1項に規定する原簿は、クリーニング師原簿(様式第16号)によるものとする。

(昭31規則6・旧第7条繰上、昭31規則13・旧第6条繰下、昭53規則35・一部改正、昭58規則57・旧第7条繰下、平2規則30・旧第8条繰上・一部改正、平8規則49・一部改正、平12規則37・旧第6条繰下・一部改正、平14規則75・旧第7条繰下、平16規則64・一部改正)

(登録抹消申請)

第13条 省令第10条第1項の規定による登録抹消の申請は、クリーニング師登録抹消申請書(様式第17号)により行うものとする。

(昭31規則6・旧第9条繰上、昭31規則13・旧第8条繰下、昭58規則57・一部改正、平2規則30・旧第9条繰上・一部改正、平8規則49・一部改正、平12規則37・旧第7条繰下・一部改正、平14規則75・旧第8条繰下・一部改正、平16規則64・一部改正)

(書類の経由)

第14条 法、クリーニング業法施行令、省令又はこの規則により知事に提出又は申請する書類は、提出者若しくは申請者の住所又はクリーニング所の所在地若しくは無店舗取次店

の主たる営業区域を管轄する厚生センターを経由するものとする。

(昭31規則6・旧第10条繰上、昭31規則13・旧第9条繰下、昭53規則35・一部改正、平2規則30・旧第10条繰上・一部改正、平12規則37・旧第8条繰下・一部改正、平14規則44・一部改正、平14規則75・旧第9条繰下、平16規則64・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和28年規則第12号)

この規則は、昭和28年3月1日から施行する。

附 則 (昭和38年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第57号)

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年規則第49号)

この規則は、平成8年12月26日から施行する。

附 則 (平成11年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。
- 5 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成14年規則第44号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成14年規則第75号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(富山県事務委任規則の一部改正)

- 2 富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



附 則（平成16年規則第64号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県クリーニング業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県クリーニング業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

クリーニング所開設届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名)

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所 の 名 称	
ク リ ー ニ ン グ 所 の 所 在 地	
ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 の 予 定 年 月 日	
ク リ ー ニ ン グ 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	別紙のとおり
営 業 者	氏 名 (名 称)
	本 籍
	生 年 月 日
	住 所
管 理 人	氏 名
	本 籍
	生 年 月 日
	住 所
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名
	本 籍
	生 年 月 日
	住 所
	登 録 番 号
従 事 者 数	
洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨	
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨	

富山県収入証紙貼付欄

備考

- 1 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 2 営業の譲渡の場合であつて、「クリーニング所の構造及び設備の概要」に係る書類の記載事項に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 営業の譲渡の場合であつて、「クリーニング師」、「従事者数」、「洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨」及び「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

(別紙)

構 造 設 備 の 概 要					
仕 上 場 ・ 受 渡 場	面 積	m <sup>2</sup>		未 仕 上 品	個
	床	コンクリート・タイル・ その他( )		未 洗 濯 物 器	個
	受 渡 口 の 分 区	有 無		仕 上 台	台
	採 光 照 明	蛍 光 灯	W 個 W 個	ア イ ロ ン	電 気 台 ・ 蒸 気 台 ・ その他
	換 気	自 然 ・ 機 械		プ レ ス 機	台
	仕 上 品 格 納	戸 棚 その他			
洗 い 場	面 積	m <sup>2</sup>		ボ イ ラ ー	台
	床	コンクリート・タイル・ その他( )		水 洗 機	台
	周 囲 壁	コンクリート・タイル・ その他( )		機 種 ド ラ イ 機	石 油 系 台 パ ー ク 系 台 エ タ ン 系 台 フ ッ 素 系 台 そ の 他 ( ) 台
	採 光 照 明	蛍 光 灯	W 個 W 個		石 油 系 kg パ ー ク 系 kg エ タ ン 系 kg フ ッ 素 系 kg そ の 他 ( ) kg
	換 気	自 然 ・ 機 械		合 計 処 理 能 力	
	消 毒 設 備	有 無			
	薬 品 戸 棚	有 無			
洗 台	台		脱 水 機	台	
溶 剤 貯 蔵 場	屋 内 ・ 屋 外 別	屋 内 ・ 屋 外		屋 外 の 場 合 有 無 屋 根 の 有 無	有 無
	床	コンクリート・タイル・ その他( )		溶 剤 の 充 填 方 法	ポ ン プ ・ サ イ ホ ン ・ そ の 他 ( )
残 保 管 等 場	屋 外 ・ 屋 内 別	屋 内 ・ 屋 外		屋 外 の 場 合 有 無 屋 根 の 有 無	有 無
	床	コンクリート・タイル・ その他( )			
蒸 気 回 収 装 置 有 無	有 無		水 分 離 器 の 有 無	有 無 水 分 離 器 ( 段 階 )	
排 液 処 理 装 置	曝 気 + 活 性 炭 ( 段 階 ) 方 式 ・ 曝 気 方 式 ・ 活 性 炭 ( 段 階 ) 方 式 ・ そ の 他 ( )				
乾 燥 方 法	物 干 場 ・ 乾 燥 室 ・ 乾 燥 機 ・ そ の 他 ( )				
そ の 他 の 設 備					

注 ドライ機の合計処理能力とは、1ワッシャー当たりの処理能力の計である。

排液処理装置は、処理の方法を○で囲むこと。

様式第2号(第2条関係)

無店舗取次店営業届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名)

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

無 店 舗 取 次 店 の 名 称		
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
業 務 用 車 両 の 保 管 場 所		
営 業 区 域		
営 業 開 始 の 予 定 年 月 日		
業 務 用 車 両 の 構 造 の 概 要		
営 業 者	氏 名 (名 称)	
	本 籍	
	生 年 月 日	
	住 所	
	電 話 番 号	
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	
	本 籍	
	生 年 月 日	
	住 所	
	登 録 番 号	
従 事 者 数		
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨		

備考

- 1 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 2 営業の譲渡の場合であつて、「営業区域」、「業務用車両の構造の概要」、「クリーニング師」、「従事者数」及び「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第3号(第2条関係)

クリーニング営業届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名〕

次のとおり変更(廃止)をしたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称				
	所 在 地				
	確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第 号	
無 店 舗 取 次 店	名 称				
	車両の保管場所				
	届 出 年 月 日	年 月 日	自動車登録 番号又は車 両番号		
変 更 事 項					
変 更 内 容	変 更 後				
	変 更 前				
変 更 ( 廃 止 ) 年 月 日		年 月 日			

様式第4号(第2条関係)

相続によるクリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所  
届出者  
氏名  
年 月 日生  
(電話番号 )

クリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を相続により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名				
	住所				
被相続人との続柄			相続開始年月日	年 月 日	
他の相続人の有無		有 ・ 無			
クリーニング所	名称				
	所在地				
	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号	
無店舗取次店	名称				
	車両の保管場所				
	届出年月日	年 月 日	自動車登録番号又は車両番号		

備考

- 「他の相続人の有無」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その者以外の相続人全員の同意書を添付すること。

様式第5号(第2条関係)

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位相続同意証明書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所  
証明者  
氏 名

次のとおりクリーニング所(無店舗取次店)の営業者について相続があつたことを証明します。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者	住 所			
	氏 名			
ク リ ー ニ ン グ 所	名 称			
	所在地			
	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号
無 店 舗 取 次 店	名 称			
	車両の保管場所			
	届出年月日	年 月 日	自動車登録番号又は車両番号	

備考 証明書は、クリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を承継すべき者として選定された者以外の相続人全員についてそれぞれ作成すること。

様式第6号(第2条関係)

合併によるクリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地

届出者

名称及び代表者の氏名

(電話番号 )

クリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を合併により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地				
	名称及び代表者の氏名				
合併	年 月 日	年 月 日			
クリーニング所	名 称				
	所 在 地				
	確認年月日	年 月 日	確認番号	第	号
無店舗取次店	名 称				
	車両の保管場所				
	届出年月日	年 月 日	自動車登録番号又は車両番号		

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。



様式第7号(第2条関係)

分割によるクリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
(電話番号 )

クリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を分割により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地				
	名称及び代表者の氏名				
分割	年月日	年 月 日			
クリーニング所	名称				
	所在地				
	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号	
無店舗取次店	名称				
	車両の保管場所				
	届出年月日	年 月 日	自動車登録番号又は車両番号		

備考 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第 8 号(第 2 条関係)

富山県収  
入証紙ち  
よう付欄

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 3 条の規定により  
関係書類を添えて出願します。

- 1 本籍地都道府県名
- 2 住 所
- 3 氏 名(ふりがな)
- 4 生年月日

様式第9号(第2条関係)

富山県収  
入証紙貼  
付欄

クリーニング師免許申請書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)		
住所		
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
旧姓併記の希望	有 ・ 無	
ふりがな	(氏)	(名)
通称名		
通称名併記の希望	有 ・ 無	
生年月日		

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第 10 号(第 2 条関係)

富山県収  
入証紙貼  
付欄

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 6 条第 1 項の規定により申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)		
住所		
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
旧姓併記の希望	有 ・ 無	
ふりがな	(氏)	(名)
通称名		
通称名併記の希望	有 ・ 無	
生年月日		
登録番号		
再交付の理由		

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第 11 号(第 2 条関係)

富山県収  
入証紙貼  
付欄

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名  
生年月日

次のとおり変更したので、クリーニング業法施行規則第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

区分	変更前		変更後	
本籍地都道府県名 (国籍)				
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏名				
	(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望			有 ・ 無	
ふりがな			(氏)	(名)
通称名				
通称名併記の希望			有 ・ 無	
変更の理由				

備考 「旧姓併記の希望」及び「通称名併記の希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第 12 号(第 2 条関係)

ク リ ー ニ ン グ 所 台 帳

名 称				確認番号及び 確認年月日	第 号 年月日	
開設場所				開設 年月日		
開設者	本籍地				クリーニング 所の構造設備 の概要	
	住所					
	氏名 (名称) 生年月日	年月日生				
	免許の有無	有無	都道府県第 号			
管理人	本籍地					
	住所					
	氏名 生年月日	年月日生				
	免許証 の番号	都道府県第 号				
従事者数	名					
ク リ ー ニ ン グ 中 の 師 名	氏名	生年月日	本籍地	住所	登録 番号	免許を受けた 都道府県名
クリーニング業法施行規則第1条 の3第1項第8号に該当する場合						
クリーニング業法施行規則第1条 の3第1項第9号に該当する場合						
営業の停止又はクリーニング所の閉 鎖の年月日、期間及び理由						

様式第 13 号(第 2 条関係)

富山県指令 第 号

開設者住所  
氏 名

クリーニング所検査確認について

年 月 日付で届出のあつた次のクリーニング所の構造設備については、  
クリーニング業法第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に適することを確認する。

年 月 日

富山県 厚生センター所長印

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地

様式第14号(第2条関係)

無店舗取次店台帳

名 称				届出番号及び届出年月日	第 号 年 月 日	
業務用車両の自動車番号又は車両番号				営業開始年月日		
業務用車両の保管場所				業務用車両の構造の概要		
営業区域						
営 業 者	本 籍 地					
	住 所					
	氏 名 (名 称) 生年月日	年 月 日生				
	免許の有無	有 無 都道府県 第 号				
	電 話 番 号					
従 事 者 数				名		
従事者中のクリーナー	氏 名	生年月日	本 籍 地	住 所	登録番号	免許を受けた都道府県名
クリーニング業法施行規則第1条の3第2項第9号に該当する場合						
営業の停止又は業務用の車両のその営業のための使用の停止の年月日、期間及び理由						



様式第15号(第7条関係)

業務従事者の伝染性疾病に関する届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所  
氏名 }  
法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名

次のとおり業務従事者が 伝染性疾病にかかった 伝染性疾病が治癒した ので、富山県クリーニング業法  
施行規則第7条の規定により届け出ます。

疾病にかかり、 又は治癒した者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
病 名		
疾病にかかり、又は治癒し た年月日		年 月 日

備考

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 医師の診断書を添付すること。

様式第16号(第12条関係)

ク リ ー ニ ン グ 師 原 簿

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
本 籍	
氏名及び生年月日	
免許取消し、業務停止、登録抹消又は免許証の再交付の年月日及び事由並びに業務停止の場合にあつては期間	
備 考	

様式第17号(第13条関係)

クリーニング師登録抹消申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所  
氏名

クリーニング業法施行規則第10条第1項の規定により登録の抹消を申請します。

- 1 本 籍
- 2 住 所
- 3 氏 名
- 4 生年月日
- 5 登録番号
- 6 登録抹消事由

様式第1号（第2条関係）

（昭40規則2・全改、昭53規則35・平2規則30・平11規則4・一部改正、平12規則37・旧別記様式第1号・一部改正、平16規則64・令2規則61・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平16規則64・全改、令2規則61・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平16規則64・追加）

様式第4号（第2条関係）

（平8規則49・追加、平11規則4・一部改正、平12規則37・旧別記様式第3号・一部改正、平14規則44・一部改正、平16規則64・旧様式第3号繰下・一部改正、令2規則61・一部改正）

様式第5号（第2条関係）

（平8規則49・追加、平11規則4・一部改正、平12規則37・旧別記様式第4号・一部改正、平14規則44・一部改正、平16規則64・旧様式第4号繰下・一部改正、令3規則29・一部改正）

様式第6号（第2条関係）

（平8規則49・追加、平11規則4・一部改正、平12規則37・旧別記様式第5号・一部改正、平13規則27・平14規則44・一部改正、平16規則64・旧様式第5号繰下・一部改正、平17規則2・一部改正）

様式第7号（第2条関係）

（平13規則27・追加、平14規則44・一部改正、平16規則64・旧様式第5号の2繰下・一部改正、平17規則2・一部改正）

様式第8号（第2条関係）

（平12規則37・全改、平16規則64・旧様式第6号繰下）

様式第9号（第2条関係）

（平12規則37・全改、平16規則64・旧様式第7号繰下、令3規則6・一部改正）

様式第10号（第2条関係）

（平12規則37・全改、平16規則64・旧様式第8号繰下、令3規則6・一部改正）

様式第11号（第2条関係）

（平12規則37・全改、平16規則64・旧様式第9号繰下、令3規則6・一部改正）

様式第12号（第2条関係）

(昭40規則2・追加、昭53規則35・一部改正、平2規則30・旧別記様式第8号の2繰上、平8規則49・旧別記様式第8号繰下、平12規則37・旧別記様式第11号繰上・一部改正、平16規則64・旧様式第10号繰下・一部改正)

様式第13号 (第2条関係)

(昭40規則2・全改、昭53規則35・平2規則30・一部改正、平8規則49・旧別記様式第9号繰下、平12規則37・旧別記様式第12号繰上・一部改正、平14規則44・一部改正、平16規則64・旧様式第11号繰下)

様式第14号 (第2条関係)

(平16規則64・追加)

様式第15号 (第7条関係)

(平12規則37・追加、平14規則44・平14規則75・一部改正、平16規則64・旧様式第12号繰下・一部改正)

様式第16号 (第12条関係)

(平2規則30・全改、平8規則49・旧別記様式第11号繰下、平12規則37・旧別記様式第14号繰上・一部改正、平14規則75・一部改正、平16規則64・旧様式第13号繰下)

様式第17号 (第13条関係)

(平12規則37・追加、平14規則75・一部改正、平16規則64・旧様式第14号繰下)